

地域再生計画認定申請マニュアル

(総 論)

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認ください。

平成30年6月1日

内閣府 地方創生推進事務局

目次

第1章	地域再生計画の認定制度	
1-1	認定制度の概要	1
1-2	認定制度のポイント	1
1-3	構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係	11
第2章	認定基準等の解説	
2-1	地域再生計画の認定基準について	12
2-2	関係行政機関の長による同意について	15
第3章	認定申請手続等について	
3-1	認定申請に必要な書類	16
3-2	認定申請書類の作成要領	17
3-3	認定を受けた地域再生計画の公表について	27
第4章	地域再生協議会について	
4-1	地域再生協議会の設置について	28
4-2	地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について	28
4-3	地域再生協議会の役割・効果	28
4-4	地域再生協議会の構成員について	29
4-5	その他	31
第5章	地域再生推進法人について	
5-1	地域再生推進法人の指定について	32
5-2	地域再生推進法人の業務について	32
5-3	地域再生推進法人の範囲について	32
第6章	地域再生の推進に係る提案制度について	
6-1	趣旨について	34
6-2	提案の効果について	34
6-3	新たな措置の提案に関する手続について	34

付録

第1章 地域再生計画の認定制度

1-1 認定制度の概要

地域再生法（以下「法」という。）に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法及び地域再生基本方針等に基づき行われることとなります。

1-2 認定制度のポイント

内閣総理大臣は、地域再生計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行うこととしています。また、当該計画に特別な措置を活用して行う事業が記載されている場合には、当該措置の関係行政機関の長の同意手続を経て認定を行います。

1) 地域再生計画の発案から認定までの流れ

地域再生計画の発案から認定までの流れを、時系列に列挙すれば次のとおりとなります。（◇は、必要に応じて実施。）

- ① 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握
- ② ◇地域再生協議会の設置（第4章参照）
- ③ ◇地域再生推進法人の指定（第5章参照）
- ④ 地域再生計画の作成・認定申請
- ⑤ 地域再生計画の認定
- ⑥ ◇交付金等の申請
 - ・（◇地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方創生整備推進交付金の交付申請）
 - ・（◇特定金融機関の指定申請）
- ⑦ ◇地域再生計画の変更

これらの手続について、そのポイントとなる事項を解説します。

2) 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握

地域の創意工夫をこらした自主的かつ自立的な取組を推進する観点から、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人を始めとするNPO、地域住民、関係団体、民間団体、民間事業者を通じて、地域のニーズを十分把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するように努めることが望まれます。

3) 地域再生計画の作成・認定申請

地域再生計画の認定に関しては、地方公共団体において地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に対して、地域再生法施行規則（以下「規則」という。）で定められた様式を用いた申請書及び地域再生計画書に、規則に基づく書類を添付して行うこととなります。

地域再生計画の作成に当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要です。また、地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができます。

この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することになります。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することになります。

なお、地域再生計画書に記載する事項は、法第5条第2項から第4項までに列挙されており、これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは次の3つのポイントを挙げます。

① 地域再生計画の認定申請の主体

地域再生計画の認定申請をしようとする主体は、原則として、以下のいずれかによるものとしています。

- a) 地方公共団体（広域連合、一部事務組合及び港務局を含む。以下同じ。）が単独
- b) 複数の地方公共団体が共同
- c) a)、b)のいずれかと地域再生計画に係る事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）が共同

なお、法第5条第1項に基づく認定申請の手続は、認定申請しようとする主体に含まれる地方公共団体により行われるものとします。

② 地域再生計画の区域

地域再生計画の対象となる区域は、計画の作成主体である地方公共団体の区域にこだわることなく、計画の内容や支援措置の特性に応じて、任意に設定しても差し支えありません。

なお、同一の区域を含んだ地域再生計画が複数の計画主体により作成される場合には、それぞれの計画の整合性等について、自主的に調整を図ることが求められます。

また、都道府県が地域再生計画を作成する場合には、対象区域に含まれる市町村と、その内容について合意形成を図るなど、地方公共団体間の調整及び連携を十分に図ることが求められます。

③ 地域再生計画に記載する支援措置

基本方針別表に掲げる支援措置（法に基づく特別の措置（※）を含む。以下「支援措置」という。）を記載する場合、認定をもって、当該支援措置が適用されます。支援措置の数に限定はありません。また、計画全体として法第5条第15項に規定する認定基準に適合するものであれば、数を限らず、認定されることとなります。

なお、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に認定の効果はありません。

※法に基づく特別の措置は、次のとおりです。

a) まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）

法第13条第1項により、地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、下記の事業のうち、先導的なものに対して交付します。

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく地方創生事業全般】（道、污水处理施設、港の整備事業を除く。）

- i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- ii) 移住及び定住の促進に資する事業
- iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく道、污水处理施設、港の整備事業】

- i) 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
- ii) 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
- iii) 地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

※ まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）の詳細については、別途「地方創生推進交付金制度要綱」「地方創生拠点整備交付金制度要綱」を御確認ください。

b) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

法人が認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用します。

c) 地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、当該金融機関に対し、国から利子補給金を支給します。

d) 特定地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号イに規定する事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、当該金融機関に対し、国から利子補給金を支給します。この場合は、c) 地域再生支援利子補給金の場合と異なり、指定を受ける金融機関は地域再生協議会の構成員である必要はありません。

【参考：法第5条第4項第4号イに規定する事業（規則第6条）】

- イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業
- ロ 地域住民の健康の保持増進に資する事業
- ハ 地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業

- ニ 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- ホ 地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
- ヘ その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

e) 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域再生拠点の形成を図るために行う事業であって、集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他の規則で定めるものとする。）を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用します。

f) 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方債をもってその財源とすることができるものとします。

g) 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

認定を受けた都道府県知事は、法第17条の2第3項により、事業者が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を認定することができます。

また、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者は、債務保証、課税の特例措置を受けることができます。

加えて、地方公共団体が地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合、その減収額の一部について普通交付税による補填措置を受けることができます。

h) 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

認定を受けた市町村の長は、法第17条の7第8項により、地域来訪者等利便増進活動実施団体が作成した地域来訪者等利便増進活動計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地域来訪者等利便増進活動計画を認定することができます。

また、法第17条の8により、認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の

限度において、受益事業者から負担金を徴収することができ、第17条の9により、認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとします。

法第17条の10により、認定を受けた市町村があらかじめ、公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定をした場合には、地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から2年以内に、地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、その占用の許可をするものとします。

i) 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

商店街活性化促進区域において商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものが記載された地域再生計画について認定を受けた市町村が、関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て商店街活性化促進事業計画を作成したときには、商店街振興組合について、商店街振興組合法に基づく設立要件の緩和、商店街活性化促進事業関連保証を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法における保険限度額の拡大等の特例が認められます。また、認定を受けた市町村は、当該計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、当該建築物又は土地の当該計画に即した利活用を要請、勧告することができます。

j) 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

集落生活圏において地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域再生土地利用計画に基づく誘導施設の整備に係る農地法に基づく農地転用の許可、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外及び都市計画法に基づく開発許可に関する特例を受けることができます。また、誘導施設の整備についての届出・勧告・あっせんによる誘導施設の立地誘導を行うことができます。

k) 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

地域再生計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は輸送の区域の一部の区

間又は区域が存する自家用有償旅客運送者は旅客の輸送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を輸送することができます。

l) 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

中高年齢者が希望に応じて移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例、旅館業の許可に関する旅館業法の特例を受けることができます。

m) 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例

地域農林水産業振興施設を整備する事業が記載された地域再生計画の認定を受けた場合には、地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域農林水産業振興施設整備計画に基づく施設整備に係る農地法に基づく農地転用の許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する特例を受けることができます。

n) 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第5条第4項第12号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業に係る構造改革特別区域計画の認定があったものとみなされます。

o) 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第5条第4項第13号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなされます。

p) 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例

法第5条第4項第14号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業に係る地域経済牽引事業促進基本計画について同意があったものとみなされます。

q) 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものとみなし、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めます。

法に基づく特別の措置に関する手続等の詳細については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）及び地方創生推進交付金制度要綱並びにガイドライン等を参照願います。

4) 地域再生計画の認定

地域再生計画の認定に関しては、法第5条第15項から第18項まで及び第6条、基本方針5によることとなりますが、ポイントは以下のとおりです。

- ① 地域再生計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しません。
なお、地域再生計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外することや、一定の条件を付すことにより、認定される場合があります。
- ② 地域再生計画が認定された場合には、申請者に対して認定した旨の通知が当然になされますが、認定しなかった場合及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された支援措置の一部について関係行政機関の長が同意しなかった場合においては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知されます。
- ③ まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）に係る支援措置を含む計画の場合、単年度に交付される交付金の額は、予算の範囲内で措置されることから、当該計画の認定をもって要望どおりの交付金の交付を受けることは必ずしもならないことに留意が必要です。
- ④ 各種支援措置に関する手続については、マニュアル（各論）及び活用する制度の要綱等を参照願います。

5) 地域再生計画の変更

① 軽微な変更

地域再生計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、法第7条に基づき、

内閣総理大臣の認定が必要となります。添付書類の内容に係る変更については、必要ありません。

認定を要しない軽微な変更としては、次の内容を規則第11条で定めています。

- a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- b) まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）を充てて行う事業について「地方創生推進交付金制度要綱」で以下のように規定しています。

- a) 交付金対象事業費の2割以内の増減（道、污水处理施設、港の整備事業については、施設ごとの整備量又は交付金の種類ごとの事業費の2割以内の増減）
- b) 道、污水处理施設、港の整備事業について、交付金を充てて行う施設の整備の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、目標の達成に支障がなく、やむを得ないと認められるもの

その他については、計画の変更に際して個別の申出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになりますので事前にご相談ください。

軽微な変更を行う場合、当該地方公共団体は、変更の内容、変更の内容を適用する日について、③の様式により地域再生計画の認定事務を行う内閣府地方創生推進事務局あてに、原則として内閣府地方創生推進事務局が別に通知する期間に報告をしていただくようお願いします。

② 市町村合併に伴う変更

市町村合併が行われる場合、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）は変更の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により、新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、変更の申請を行う必要があります。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

a) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、地域再生計画の変更の申請を行う必要があります。

<地域再生計画の取扱い>

- ・認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第7条に基づく変更手続きを行います。

<手続>

- ・地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3ヶ月前から合併予定日までの間で速やかに、変更の申請書を提出してください。なお、変更計画表の作成方法等について御不明な点がある場合はお早めに御相談ください。
- ・変更の申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出してください。
- ・地域再生計画の範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外も併せて行う場合は、それを含めて変更の申請書を提出してください。

b) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）、地域再生計画の範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府地方創生推進事務局に報告をしてください。地域再生計画の範囲等を変更する場合は、変更の申請を行う必要があります。

<地域再生計画の取扱い>

- ・認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、地域再生計画の範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

<手続>

- ・合併に伴い、地域再生計画の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、規則第11条の「軽微な変更」に該当しますので、変更の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、内閣府地方創生推進事務局に報告をしてください。
- ・合併に伴い、編入する他の市町村にも地域再生計画の範囲を拡大する等の場合には、法第7条に基づく変更手続きが必要ですので、同条に基づく変更の申請を行ってください。

い。

③ 軽微な変更報告書

地域再生計画の軽微な変更にあたっては、次の様式を使用してください。

(参考様式)

報告書

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について、地域再生法施行規則第11条で定める軽微な変更を行ったため次のとおり報告いたします。

- 1 地域再生計画の名称
- 2 該当する軽微な変更
- 3 変更事項
- 4 変更事項の内容
- 5 軽微な変更の適用日

1-3 構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係

地域再生計画の取組を進めるにあたっては、地方公共団体が目指す総合的な目標を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び中心市街地活性化基本計画の事業等との連携によって、より効果的な実施が可能となります。

このため、地域再生計画の認定申請と、構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、申請窓口の一元化等、認定手続を一体的に進めることとします。

第2章 認定基準等の解説

2-1 地域再生計画の認定基準について

地域再生計画の認定基準については、法第5条第15項各号に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

1) 1号基準（地域再生基本方針に適合するものであること。）

法第5条第15項第1号に基づく基準（以下「1号基準」という。）は、「地域再生基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

- ① 基本方針のうち「1 地域再生の意義及び目標」に適合しており、
 - ② 基本方針のうち「5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続」に定められた事項に則っていること
- の2つに分けられます。

① 「1 地域再生の意義及び目標」について

基本方針で定められている「1 地域再生の意義及び目標」に合致することが求められます。

基本方針では「地域再生の意義」及び「地域再生の目標」が定められていますが、地域再生計画全体がこれらの意義及び目標の内容と整合していることが求められます。

判断のポイントとしては、次の点が挙げられます。

- (1) 基本方針中の「意義」にあるように、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を活かした計画であること。
- (2) 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を行う計画であること。

② 「5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続」について

基本方針で定められている「5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続」に定められた事項に則していることが求められます。特に留意すべき事項は以下のとおりです。

- (1) 法令等を遵守しているものであること。
- (2) 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること。

なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には、1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。

<基本方針 1 地域再生の意義及び目標>

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定・平成29年12月22日改訂）を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること。
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。

2) 2号基準（当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断します。

また、特定地域再生事業を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断します。

3) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。）

地域再生計画の認定を受けた後、計画に基づく事業が確実に実行に移され、地域再生が図られることを担保するため、主体の特定状況と事業の実施スケジュールについて判断するものです。具体的には、基本方針で定められているとおり、地域再生を図るために行う事業について、

- (1) 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- (2) 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断します。

「事業の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のよう

なものが想定されます。

なお、いずれの場合であっても原則として1年以内に主体が特定されることが求められます。

- (1) 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況
- (2) 計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されることが確実な状況
- (3) 入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

「事業の実施スケジュールが明確であること」とは、必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や計画全体の構成により、適切な事業の実施期間は異なるものであることから、計画を作成する地方公共団体が適切に判断することになります。

まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）等予算上の制約がある支援措置については、事業実施のための地元調整が不十分である、事業実施の見込みが無い等の問題が明らかな場合は、スケジュールが不明確なものとして扱うことになります。

2-2 関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定すべきであると判断した場合は、期限を付して、地域再生計画に記載された法第5条第4項各号、基本方針別表に掲げる認定地域再生計画と連動する施策の適用について、関係行政機関の長に同意を求めることとしています。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性の観点から同意を行うものとしますが、同意の判断に必要な書類等は、マニュアル（各論）にて詳述します。

第3章 認定申請手続等について

3-1 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、規則第1条で定めており、具体的には次のとおりです。

- ① 地域再生計画認定申請書
- ② 地域再生計画
- ③ 添付書類の一覧（目次）
- ④ 区域の図面
- ⑤ 工程表及びその内容を説明した文書
- ⑥ その他必要資料

個々の添付書類の説明については、以下のとおりです。

1) 地域再生計画の認定申請

① 区域の図面

（地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び計画区域を表示した付近見取図）

地域再生計画の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。付録1のうちモデル添付書類の「地図A」又は「地図B」を参考にしてください。

2種類の図面が定められています。

a) 計画の範囲が市域、県域等の行政区と一致する場合は、単に行政区画を表示した図面で足りることとします。

→ 地図Aを添付

b) 計画の範囲が市域、県域等の行政区と異なる場合は、行政区の一部を切り取って計画の範囲とする場合は紛れがないように、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。

→ 地図Aに加えて、地図Bも添付

② 工程表及びその内容を説明した文書

3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録2の「工程表」を参考にしてください。

ここには、各事業（関連事業を含む。）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるように

してください。

工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。

③ その他必要資料

地域再生計画に記載する支援措置により必要となる資料が異なりますので、規則第1条や認定申請マニュアル（各論）をご参照ください。

3-2 認定申請書類の作成要領

認定申請の書類は、A4縦の用紙に横書きを基本とし、12ポイント程度の見やすいフォント（MS明朝・MSゴシック等）を使用してください。

1) 地域再生計画認定申請書等

① 地域再生計画認定申請書

(1) 地域再生計画の認定申請に当たっては、次の様式を使用してください。

地域再生計画認定申請書	
年 月 日	
内閣総理大臣 殿	
	地方公共団体の長の氏名 印
地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。	
注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。	

複数の地方公共団体が申請主体である場合は、連名で記入してください。

② 地域再生計画の変更の認定申請

地域再生計画の変更の認定申請に当たっては、次の様式を使用してください。

地域再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注) ・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

「変更事項の内容」は、変更事項ごとに変更前と変更後を対比して記載してください。

2) 地域再生計画（計画の本体）

地域再生計画は、次の様式を使用してください。

※計画書にはページ数（計画書の下部）を必ず付してください。

※地域再生計画の区域や目標等が共通する場合には、複数の支援措置を同一の計画書に記載することも可能です。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標
- 5 地域再生を図るために行う事業
 - 5-1 全体の概要
 - 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
 - 5-3 その他の事業
 - 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置
 - 5-3-2 支援措置によらない独自の取組
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
 - 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法
 - 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容
 - 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

【重要】計画の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

「1 地域再生計画の名称」について

申請する計画の特徴や独自性を端的に表現する名称としてください。表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。

なお、計画を認定した際に官報にて告示をする都合上、名称の記載等について変更を要請する場合がありますので、御了承ください。

また、地域再生計画の名称が2行に及ぶ場合については、改行を行わず記載してください。

「2 地域再生計画の作成主体の名称」について

計画を作成し、申請を行う地方公共団体の名称を記載してください（町村の場合、県名及び郡名を必ず記載してください。）。複数の地方公共団体が共同で申請をする場合には、連名で記載してください（記載順序については自治体コード順で記載）。

なお、計画を認定した際に官報にて告示をする都合上、名称の記載等について変更を要請する場合がありますので、御了承ください。

記載例

市の場合：〇〇市

町村の場合：〇〇県〇〇郡〇〇町（村）

「3 地域再生計画の区域」について

申請する計画の区域を記載してください。記載方法については、計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で誤解が生じないように定めてください（例：「〇〇市の全域」、「〇〇県〇〇郡〇〇町の区域の一部（△△地区）」等）。

「4 地域再生計画の目標」について

基本方針1の内容（地域再生計画の意義及び目標）と計画の内容の整合性を勘案し、地域再生計画に記載された取組を通じて達成すべき目標を簡潔かつ端的に記載してください。

その際、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。また、目標については、明確な見通しのもと、関係者とも事前に十分な調整を行ったうえで策定するよう努めてください。

加えて、構造改革特別区域計画等の他の計画を併せて認定申請しようとする場合、それらの計画において実施される取組を含めた総論としての目標が記載されるようにしてください。

【目標の設定に当たっての留意事項】

一般的に、目標の設定に当たっては、SMART (Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound) なアウトカム指標を設定することが望ましいとされています。地域再生計画の目標の記載に当たっても、以下に記載するように、これに留意して設定するよう努めてください。

① 明確かつ具体的であること (Specific)

地域再生計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な指標は避けるようにしてください。

② 測定可能であること (Measurable)

原則として定量的な指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間中や計画期間終了時等に、地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるようにしてください。

③ 達成可能であること (Achievable)

明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。

④ 整合的であること (Relevant)

基本方針 1 の内容 (地域再生計画の意義及び目標) や地方版総合戦略に掲げる基本目標との整合性を勘案しつつ、設定する目標と地域再生計画による具体的な取組との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。

⑤ 期限が明確であること (Time-bound)

各目標について、いつまでに実現するのかを明確に記載してください。

具体的な目標の設定に当たっては、次の設定事例を参考にしてください。

○「就業機会の創出」に資する事業を実施する際の目標設定事例

・ A事業による雇用創出数：事業開始前0人→平成32年度141人(累計)

	事業開始前 現時点:基準値	平成30年度 (1年度目)	平成31年度 (2年度目)	平成32年度 (3年度目)	事業終了後 最終目標値:結果
雇用拡大 メニュー	0人	3人	10人	19人	32人
人材育成 メニュー	0人	8人	20人	38人	66人
就職促進 メニュー	0人	5人	10人	10人	25人
雇用創出 実践メニ ュー	0人	3人	6人	9人	18人
合 計	0人	19人	46人	76人	141人

※目標設定の考え方

事業者・求職者へのセミナーや地域資源を活用した商品開発等を通じて地域の雇用機会の創出を目指すA事業の実施に当たり、同事業による雇用創出数を目標とするもの。毎年度、同事業を活用した事業者・求職者へのアンケート調査等により効果測定を実施するとともに、地域の関係者から構成される協議会において評価を行う。

・ サテライトオフィス利用の進出企業数：平成29年度0社→平成33年度5社(累計)

	事業開始前 現時点:基準値	平成30年度 (1年目)	平成31年度 (2年目)	平成32年度 (3年目)	平成33年度 (4年目)	事業終了後 最終目標値:結果
進出企業数	0社	0社	1社	3社	5社	5社

※目標設定の考え方

空き物件、遊休施設等をサテライトオフィスとして整備する事業を実施するに当たり、同事業による進出企業数を目標とするもの。毎年度、サテライトオフィス利用申請企業の登記状況を調査するとともに、外部有識者による評価を行う。

○「経済基盤の強化」に資する事業を実施する際の目標設定事例

・ C町農業所得の増加：平成29年度0千円→平成34年度5,500千円

	事業開始前 現時点:基準値	平成30年度 (1年目)	平成32年度 (3年目)	平成34年度 (5年目)	事業終了後 最終目標値:結果
C町農業所得の増加 (果実類・芋類・野菜類)	0千円	4,500千円	5,000千円	5,500千円	5,500千円

※目標設定の考え方

公共下水道と浄化槽の整備により水質改善を図り、きれいな水による新鮮で安全な野菜の生産を目指す取組の実施に当たり、対象地域の農産物に係る農業所得の増加を目標とするもの。国の統計調査(生産農業所得統計調査)に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による協議会において評価を行う。

・ 支援対象企業の製造品出荷額の増加：平成29年度0千円→平成32年度21,000千円

	事業開始前 現時点:基準値	平成30年度 (1年目)	平成31年度 (2年目)	平成32年度 (3年目)	事業終了後 最終目標値:結果
製造品出荷額 の増加	0千円	7,000千円	14,000千円	21,000千円	21,000千円

※目標設定の考え方

新商品開発、販路拡大等の支援により地域の稼ぐ力の向上を目指す取組の実施に当たり、支援対象企業の製造品出荷額の増加を目標とするもの。毎年度、国の統計調査（工業統計調査）に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による審議会において評価を行う。

・ D地域における観光入込客数：平成29年度11万人→平成34年度20万人

	事業開始前 現時点:基準値	平成30年度 (1年目)	平成31年度 (2年目)
D地域の観光入込客数	11万人	15万人	16万人

平成32年度 (3年目)	平成33年度 (4年目)	平成34年度 (5年目)	事業終了後 最終目標値:結果
17万人	19万人	20万人	20万人

※目標設定の考え方

史跡周辺の景観整備・施設整備、ガイド育成、イベント開催等を通じて地域の観光振興を目指す事業を実施するに当たり、観光入込客数を目標とするもの。毎年度、特定主要施設及びイベントの入込客数を調査・集計するとともに、産官学金労言による委員会において評価を行う。

○ 「生活環境の整備」に資する事業を実施する際の目標設定事例

・ E川（F地点）のBOD75%値の改善：平成29年度0.9mg/ℓ→平成34年度0.5mg/ℓ

	事業開始前 現時点:基準値	平成30年度 (1年目)	平成32年度 (3年目)	平成34年度 (5年目)	事業終了後 最終目標値:結果
BOD75%値	0.9mg/ℓ	0.9mg/ℓ	0.7mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ

※目標設定の考え方

生活雑排水が川に流入することを防止するために污水处理施設を整備する事業を実施するに当たり、特定地点でのBOD(生物化学的酸素要求量)75%値の改善を目標とするもの。中間年度及び計画期間終了後に、都道府県が実施する水質調査に基づき効果測定を行うとともに、関係機関・地域住民による地域再生協議会において評価を実施する。

・ G地域の地域コミュニティ組織数：平成29年度0団体→平成32年度29団体

	事業開始前 現時点:基準値	平成30年度 (1年目)	平成31年度 (2年目)	平成32年度 (3年目)	事業終了後 最終目標値:結果
地域コミュニティ組織数	0団体	10団体	20団体	29団体	29団体

※目標設定の考え方

地域コミュニティによる地域の自主活動、助け合い等を強化するためのコミュニティマネージャー養成事業を実施するに当たり、新規地域コミュニティ組織数を目標とするもの。毎年度、各地区に配置されたコミュニティ支援員に聞き取り調査を実施するとともに、産官学金

「5 地域再生を図るために行う事業」について

- ① 「5-1 全体の概要」では、地域再生計画に記載した取組の全容（5-2以降に記載する事業の概要）が読み取れるように概要を記載してください。複数の事業が相まって効果を発揮することを想定している場合、総論としてそれぞれの事業の関連性について記載してください。

※地域再生計画全体の概要ではございませんので御注意ください。

- ② 「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」では、まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））に関連する寄附を行った法人に対する特例、地域再生支援利子補給金、特定地域再生支援利子補給金、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制、地方債の特例、地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例、地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例、商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置、地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例、生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例、地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例、構造改革特別区域計画の認定の手続の特例、中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例、地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例、補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化といった個々の取組ごとに、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に基づき記載してください。

なお、該当する事業がない場合、「該当なし」と記載してください。

- ③ 「5-3 その他の事業」のうち「5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置」では、基本方針に基づく支援措置（基本方針別表参照。以下「連動施策」という。）に記載され、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）でB0906等の番号が付されているものについて、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照し、必要となる事項を記載してください。

なお、該当する事業がない場合、「該当なし」と記載してください。

- ④ 「5-3 その他の事業」のうち「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」では、5-3・5-3-1のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載し

てください。

なお、地域再生計画の認定申請をするに当たっては原則として、地域独自の取組等と相まって効果を発揮するよう申請主体の創意工夫が読み取れるように記載してください。

なお、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に認定の効果はありません。

「6 計画期間」について

地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください（例：地域再生計画認定の日から平成35年3月31日まで）。計画期間の設定に当たっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間として概ね5年程度を設定してください。

「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定に当たっては重要業績評価指標（KPI）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

また、記載に当たっては、次のような様式を検討材料とすることが考えられます。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

※7-2で掲げる指標の算出（入手）方法や指標を踏まえて誰が、いつ、どのように評価を行うのかについて可能な限り詳しく記載してください。

※目標数値については計画期間中、毎年把握に努めて頂くため、認定主体が実際に効果測定をする際に過度な負担が生じないよう、指標の設定、指標の算出（入手）方法、評価の行い方については申請の段階からよく検討することが望ましいと思われれます。また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的に計測及び評価を行うことができるような指標についてよく検討するようにしてください。

※目標の達成状況については、設定した全ての指標について測定するとともに評価を実施してください。

※事業開始前の基準値及び目標に対する実績値については、同一の測定方法で実施してください。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

※計画書本体に以下のような目標が分かる表を記載するとともに、それらの評価手法等について理解できるような説明を工夫して適宜記載してください。

※なお、記載に当たっては次のような様式（最終的な目標達成だけでなく、計画期間の中間点における評価指標等を置くこと）を検討材料として申請主体において工夫した記載をしてください。

	△△年度 事業開始前 現時点：基準値	△△年度 (1年目)		◆◆年度 (5年目)	◆◆年度 事業終了後 最終目標値：結果
目標 1					
総人口	○人	○人		○人	○人
東京圏からの転入者数	○人	○人		○人	○人
東京圏への転出者数	○人	○人		○人	○人
移住相談件数	○件	○件		○件	○件
目標 2			~		
新規の雇用創出	○人	○人		○人	○人
20~30歳台の就業率	○%	○%		○%	○%
目標 3					
生産額	○億円	○億円		○億円	○億円
輸出額	○億円	○億円		○億円	○億円
目標 4					
地域を訪れる外国人旅行客数	○人	○人		○人	○人
地域を訪れる外国人旅行客の平均消費額	XX, XXX円	XX, XXX円		XX, XXX円	XX, XXX円
目標 5					
超高速ブロードバンド人口カバー率	○%	○%	~	○%	○%
地域におけるテレワーク導入企業数	○社	○社		○社	○社

目標 1

総人口については〇〇が毎年〇〇時点で〇〇により把握する。

東京圏からの転入者数については〇〇が毎年〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 2

〇〇については〇〇が毎年〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 3

〇〇については〇〇が毎年〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 4

〇〇については〇〇が毎年〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 5

〇〇については〇〇が毎年〇〇時点で〇〇により把握する。

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

※7-1及び7-2で掲げた評価結果等について、誰が、いつ、どのように公表するのかについて可能な限り詳しく記載してください。

3-3 認定を受けた地域再生計画の公表について

基本方針5 3) ⑤において、透明性の確保の観点から、「認定を受けた地域再生計画については、(中略)地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい」としており、地域再生計画認定後は、当該地域再生計画を適切な方法により公表するよう努めてください。

第4章 地域再生協議会について

4-1 地域再生協議会の設置について

地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を任意に組織することができることとされています（法第12条第1項）。

平成24年9月からは、構成員として新たに地域再生推進法人が加わりました（法第12条第2項第2号）。

なお、平成20年5月からは、地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）が、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請できるようになりました（法第12条第5項）。

この地域再生協議会を組織することの要請に対し、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる必要があります（法第12条第6項）。

また、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、以下の事項について遅滞なく、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第12条第7項）。

- (1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画の概要

4-2 地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手續について

地域再生協議会を組織することの要請に当たっては、要請を行おうとする者は、地域再生計画を作成することとなる地方公共団体に対し、以下の内容を記載した書面を提出することにより、行うものとします。

- (1) 地域再生計画の内容との関連性を含めた、協議会の組織を要請することの必要性
- (2) 協議会に加えるべき者の案
- (3) 協議会における協議項目の概要

4-3 地域再生協議会の役割・効果

地域再生協議会では、地域再生計画に基づき実施する事業内容、計画の期間、計画の区域をはじめとして、その地域の地域再生に向けた取組全般について協議会の構成員の

間で意思疎通・意見調整を行います。

地域再生協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重することとされています。

また、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときには、地域再生協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています。（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）

4-4 地域再生協議会の構成員について

① 必須の構成員

- (1) 地域再生計画の作成主体である地方公共団体
- (2) 地域再生推進法人
- (3) 地方公共団体と連携して地域再生計画に記載された事業を実施し、又は実施すると見込まれる者（株式会社、地域の大学、特定非営利活動法人、地域再生支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関等）

② 事業内容に応じて参加する構成員

- (1) 作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な関係を有する者（地縁による団体、商工会又は商工会議所、地域の金融機関、地域で活動する特定非営利活動法人、都道府県公安委員会、地元商店街又は地域住民、医師会などの地域の医療・介護関係者等）
- (2) その他当該地方公共団体が必要と認める者（地域再生に知見を有する有識者等）

※ 地方公共団体は、地域再生協議会の構成員を選定するに当たっては、地域の関係者の意見を広く集約し、地域全体で地域再生の取組を推進するため、地域の多様な意見が適切に反映されるように配慮してください。

③ 構成員となるための申出

地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体が組織した地域再生協議会に自己を構成員として加えるよう申し出ることができます（法第12条第8項）。

この場合、申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応ずることとなります（法第12条第9項）。

④ 地域再生土地利用計画の作成に係る構成員

地域再生土地利用計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会（認定を受けた市町村に農業委員会が置かれていない場合を除く。）
- (3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（整備誘導施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）
- (4) 地域再生拠点区域の全部又は一部が農用地区域内にある場合にあつては、当該地域再生拠点区域を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。（5）において同じ。）
- (5) 地域再生拠点区域の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合（（4）の場合を除く。）にあつては、当該土地改良区
- (6) 地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体であつて、同条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下この（6）において同じ。）の区域の全部又は一部が集落生活圏の区域内にある場合にあつては、当該地縁による団体の代表者又はこれに準ずる者
- (7) 地域再生土地利用計画に公共の用に供する施設に関する事項が記載される場合にあつては、当該公共の用に供する施設を管理することとなる者

⑤ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成に係る構成員

生涯活躍のまち形成事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 法第17条の34の旅業法の特例を利用する場合、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成28年厚生労働省令第94号。以下「厚労省令」という。）第1条第1項各号に規定される者
- (3) 法第17条の33第2項及び第4項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第1条第2項に規定される者（任意）

⑥ 地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る構成員

地域農林水産業振興施設整備計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会（認定を受けた市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。）
- (3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（地域農林水産業振興施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）
- (4) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が農用地域内の土地である場合にあっては、当該土地を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。（5）において同じ。）
- (5) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が土地改良区の地区内の土地である場合（（4）の場合を除く。）にあっては、土地改良区

4-5 その他

地域再生協議会の運営の方法、運営に係る費用の負担等については、協議会が定めることとされています。

第5章 地域再生推進法人について

5-1 地域再生推進法人の指定について

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次項の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができます（法第19条第1項）。

また、地方公共団体は、地域再生推進法人を指定したときは、以下の事項について、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第19条第2項）。

- (1) 地域再生推進法人の名称
- (2) 地域再生推進法人の住所、事務所の所在地

なお、地域再生推進法人が上記(1)、(2)を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出る必要があり、地方公共団体の長はその届出があったときは、同じく公表することとされています（法第19条第3項及び第4項）。

5-2 地域再生推進法人の業務について

地域再生推進法人は以下の業務を行います。

- (1) 地域再生の事業を行うものに対し、情報の提供、相談その他の援助を行う
- (2) 地域再生計画に記載された事業を行い、又は当該事業に参加する
- (3) 地域再生計画に記載された事業に有効に活用できる土地の取得、管理及び譲渡を行う。
- (4) 地域再生推進に関する調査研究を行う
- (5) その他、地域再生の推進のために必要な業務を行う

5-3 地域再生推進法人の範囲について

法第19条に定める「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人」の例は下記のとおりです。（ ）書きは根拠法令。

- 一般社団法人・財団法人（一般社団・財団法人法）
- 公益社団法人・公益財団法人（公益法人認定法）
- 特例民法法人（民法）
- 学校法人・準学校法人（私立学校法）
- 国立大学法人（国立大学法人法）
- 公立大学法人（地方独立行政法人法）
- 社会福祉法人（社会福祉法）
- 医療法人（医療法）
- 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）
- 農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法）
- 商工会（商工会法）
- 商工会議所（商工会議所法）
- 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会（森林組合法）

第6章 地域再生の推進に係る提案制度について

6-1 趣旨について

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、地域再生法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する財政・金融・税制上の支援措置等、既存の施策体系の改善につながる提案を募集するものです。

6-2 提案の効果について

新たな措置に関する提案が、我が国の施策体系の改善といった制度改革に繋がり、地域の自主性・主体性のある地域再生を一層推進させることが重要です。

特に、国が新たな支援措置を講ずる場合は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担えるようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする必要があります。

6-3 新たな措置の提案に関する手続について

地域再生の推進に資する施策の提案は、以下の手続により行います。

① 提案主体

地方公共団体、民間事業者、個人などどなたでも提案可能です。

② 提案募集の回数

毎年度1回行います。

③ 募集時期・提案募集の様式

内閣府地方創生推進事務局のホームページをご確認ください。

URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>

④ 提案に当たっての相談体制

内閣府地方創生推進事務局では、提案に向けた相談に応じるものとし、相談に当たって、必要な情報提供を関係府省庁から受けることになっています。

⑤ 提案募集後の流れ

受け付けた提案については、内閣府地方創生推進事務局が実現に向けて関係省庁と調整を行い、必要な措置を講じることになります。

この場合、関係省庁の範囲は、各省庁の意見を聴いた上で内閣府地方創生推進事務局において決定します。

付録

付録 1

- 区域の図面
 - ・ 地図A：計画区域が、県や市町村全域の場合
 - ・ 地図B：計画区域が、市町村の区域の一部の場合

付録 2

- 工程表
 - ・ 一般的な工程表の作成例

付録 3

- 実施主体の特定の状況
 - ・ 主体が既に特定されている場合
 - ・ 主体が特定されていない場合

付録 4

- 添付書類の一覧（目次）

付録 5

- 地域再生計画の区域の範囲の記載方法

付録 6

- 地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（案）

付録 7

- 地域再生計画本文の一般的な記載イメージ

付録 8

- 「地方創生推進交付金」を活用する場合の地域再生計画本文記載イメージ

付録 9

- 「地方創生拠点整備交付金」を活用する場合の地域再生計画本文記載イメージ

付録 10

- 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（企業版ふるさと納税）」を活用する場合の地域再生計画本文記載イメージ

付録 11

- 「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」及び「生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定」を活用する場合の地域再生計画本文記載イメージ

※地図は市町村の区域等が明示され、第三者が位置関係を理解できる内容となるよう配慮してください。

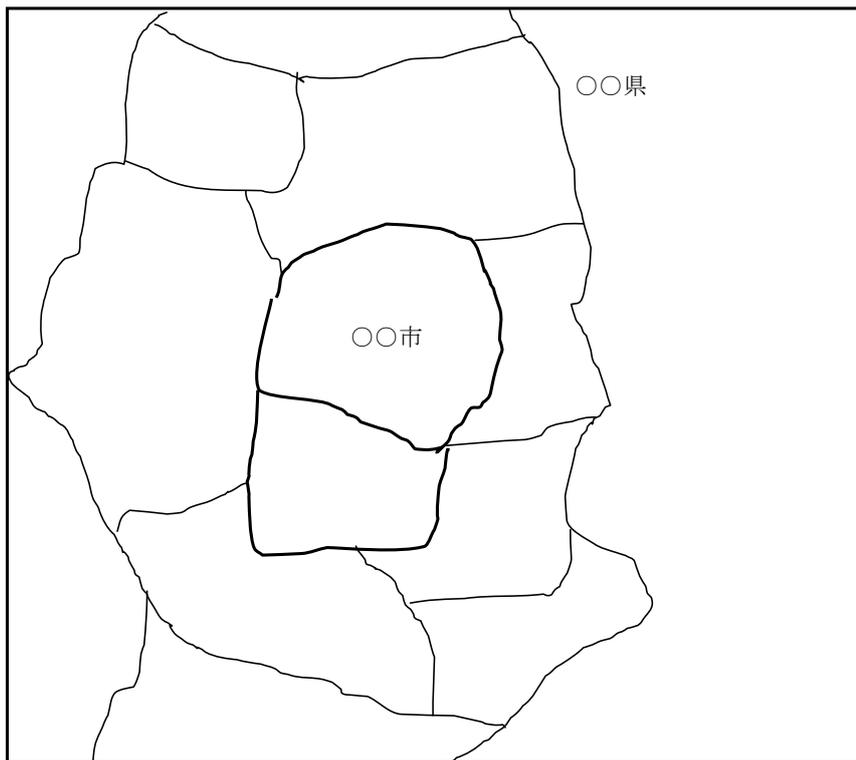
地図 A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
(計画の区域が、県や市町村の全域の場合)

(1) 区域の図面

地図 A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面

地域再生計画の名称：〇〇〇

地域再生計画の区域：〇〇市の全域

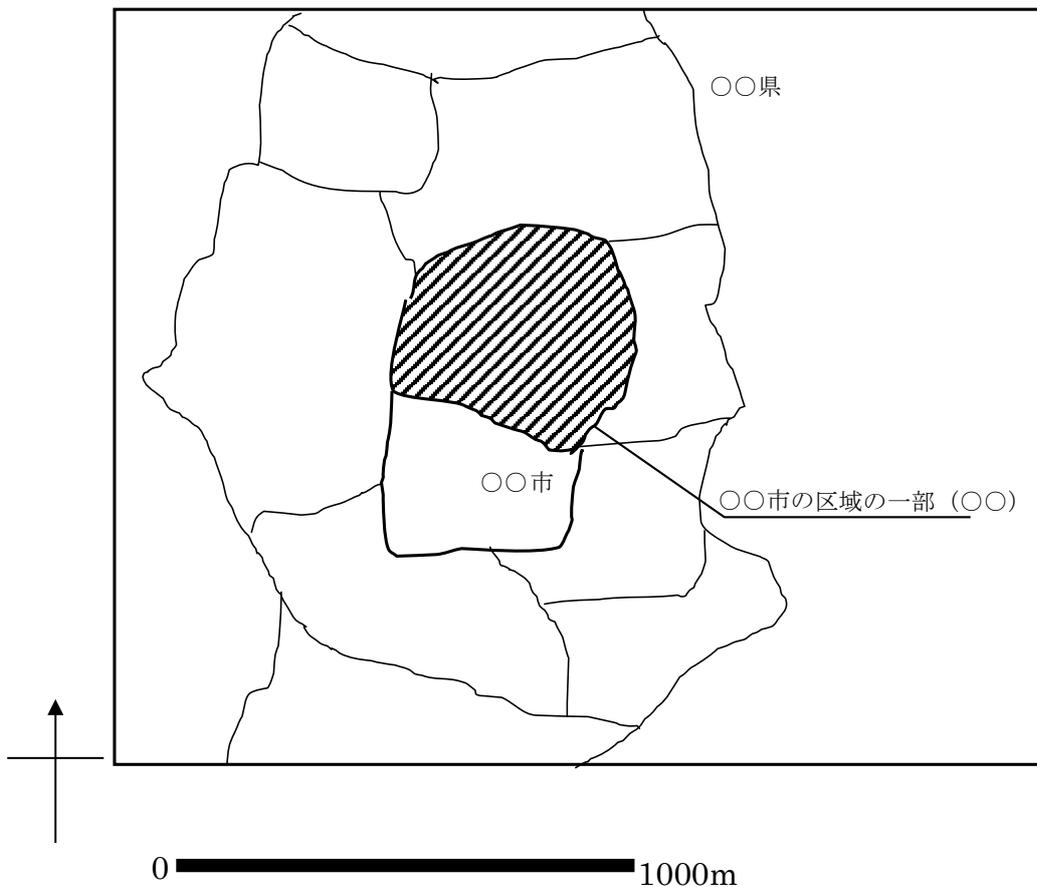


地図B 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図
(計画の区域が、市町村の区域の一部の場合)

地図B 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図

地域再生計画の名称：〇〇〇

地域再生計画の区域：〇〇市の区域の一部(〇〇)



工程表（例）

各事業（関連事業を含む）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるように記載して下さい。

また、工程表として図示するとともに、計画全体像が明らかになるように文章でも記述して下さい。

区分	事業等の名称(番号)	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	
5-2 特別の措置を適用して行う事業	地域再生支援利子補給金【A2004】	〇〇から〇〇を実施 平成28年度～平成32年度						魅力ある〇〇の郷の形成
	補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化【A0801】	改修工事		旧〇〇小学校の廃校校舎・給食室を、NPO法人△△会により都市農村交流・研修施設、地域活動施設として利用				
5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置	過疎地域等自立活性化推進交付金【B0403】	アンケート調査の実施 関係団体による連絡会議						
	実践型地域雇用創造事業【B0906】	〇〇事業の円滑な実施(平成〇〇年度～)			〇〇のためのアクションプログラム実施(平成〇〇年度～平成〇〇年度)			
5-3-2 支援措置によらない独自の取組	グリーンツーリズム推進事業	アンケート調査の実施 関係団体による連絡会議						
	人にやさしいまちづくり事業	〇〇事業の円滑な実施(平成〇〇年度～)			〇〇支援のためのアクションプログラム実施(平成〇〇年度～平成〇〇年度)			

(工程表の説明)
 ○地域再生支援利子補給金については〇〇年度に〇〇L〇〇年度に〇〇を行う。
 ○補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化については〇〇年度に〇〇L〇〇年度に〇〇を行う。
 ○過疎地域等自立活性化推進交付金については〇〇年度に〇〇L〇〇を行う。
 ○実践型地域雇用創造事業については〇〇年度に〇〇L〇〇を行う。
 ○グリーンツーリズム推進事業については〇〇年度に〇〇L〇〇年度に〇〇を行う。
 ○人にやさしいまちづくり事業については〇〇年度に〇〇L〇〇年度に〇〇を行う。

注: 1) 区分の欄の「5-2特別の措置を適用して行う事業」は、地域再生計画の法に基づく支援措置に係るもの
 2) 区分の欄の「5-3-1地域再生基本方針に基づく支援措置」は、地域再生計画の基本方針に基づく支援措置に係るもの
 3) 区分の欄の「5-3-2地域再生基本方針に基づく支援措置」は、都道府県及び市町村の単独事業等
 4) 地域再生計画5-2及び5-3(5-3-1、5-3-2)に記載した事業は全て、地域再生計画書と同じ順番で全ての事業を工程表に記載して下さい。

② 主体が特定されていない場合

<p>これまでの調整状況</p>	<p>○年△月 ○○市地域再生構想検討委員会設置 ○年○月 △△関係事業者（○社）への意向調査 △ 社が参加意向を示す。 △年△月 同検討委員会提言 △△事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。</p>
<p>特定する方法</p>	<p>国内及び国外の△△関係事業者を対象に、コンペを実施する。 コンペの選定委員会委員 ○○（役職、委員長）、△△（役職）、××（役職）・・・ 予算：○○円</p>
<p>今後の予定</p>	<p>○年○～○月 コンペ参加募集 ○年△～△月 提案受付 ○年×月 選定委員会、審査結果の公表 →支援措置を受ける主体の特定 △年○月～ 事業開始</p>

添付資料の一覧（目次）

添付する書類については、その一覧性を確保する観点から添付資料の一覧（目次）を作成してください。

添付資料の一覧（目次）

- （１）区域の図面
- （２）地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文章
- （３）●●（認定申請マニュアル（各論）に記載の必要書類）

注）（３）以降については必要な場合のみ。

※「地域再生計画の区域の範囲」の記載方法

官報への掲載内容に合わせ、以下のとおり

「〇〇の全域」または「〇〇の区域の一部（〇〇）」

- ・ 順番は地方公共団体コード順
- ・ 市には都道府県名を付けない
(例) 〇〇市の全域
- ・ 町村については最初のみ県名、郡名を付ける
(例) 〇〇県△△郡□□町及び◇◇町の全域
- ・ 市のまとまりと郡部（町村）のまとまりを「並びに」で結ぶ
(例) ▽▽市並びに〇〇県△△郡□□町及び◇◇町の全域

「及び」と「並びに」について

- ・ 2つをつなぐときは「及び」を使う
(例) 〇〇県及び△△市
- ・ 3つ以上で同じ段階のものをつなぐときは、「、」でつないで最後だけ「及び」とする
(例) 〇〇県△△郡□□町、◇◇町及び◎◎町
- ・ 段階が違うものを結ぶときは、一番小さい結びを「及び」、それ以外は「並びに」でつなぐ
(例 1) 〇〇県並びに〇〇県△△郡□□町及び▲▲郡■ ■町
(例 2) 〇〇県並びに〇〇県▲▲郡■ ■町及び××町
(例 3) 〇〇県、△△市及び□□市並びに〇〇県▲▲郡■ ■町、●●町及び◆◆町、◎◎郡●●町、◇◇町及び☆☆町並びに★★郡※※町及び井井村

大

小

小

中

小

この要綱は、一般的な記載例として掲載しているものであり、確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、ご活用下さい。

〇〇市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域再生推進法人申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 地域再生推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書面
- (8) 法第20条に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第1項の規定により、当該申請者を地域再生推進法人として指定するものとする。

- (1) 法第19条第1項に規定する法人又は会社であること。
- (2) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (3) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

2 市長は、申請者を地域再生推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第19条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 地域再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 地域再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 地域再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

地域再生推進法人指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）〇〇市長 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

事務所の所在地

印

地域再生法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 指定前の地域再生に資する活動実績を示す書類
- 8 指定後の予定業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

地域再生推進法人指定書

〇〇市第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

法人の住所
法人の名称

様

〇〇市長

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付の申請については、審査の結果適正であるので、地域再生法第19条第1項の規定による地域再生推進法人として指定します。

- 1 指定番号：
- 2 法人の名称：
- 3 法人の住所：
- 4 事務所の所在地：
- 5 業務：

様式第3号（第4条関係）

名称等変更届出書

○○年○○月○○日	
（あて先）○○市長 殿	
地域再生推進法人の住所 地域再生推進法人の名称 代表者氏名	
印	
地域再生法第19条第3項の規定により届け出ます。	
指定年月日・指定番号	○○年○○月○○日 ○○市第○○号
変更予定年月日	○○年○○月○○日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

※ 該当する□に，レ印を記入してください。

様式第4号（第4条関係）

業務変更報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）〇〇市長 殿

地域再生推進法人の住所
地域再生推進法人の名称
代表者氏名

印

〇〇市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け
出ます。

指定年月日・指定番号	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市第〇〇号	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

この記載例は、一般的な記載例として提示させていただきます。

※活用する支援措置等で記載内容が異なる場合がございますので、必ず地域再生計画の作成に当たっては、活用する支援措置の地域再生計画認定申請マニュアル(各論)等のマニュアルをご確認ください。

※計画はWord文章で作成して下さい。一太郎やExcelでの作成は認められません。

地域再生計画

※数字については、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。

1 地域再生計画の名称

※計画名称が2行に及ぶ場合は 改行を行わない で記載。

(調整が必要な場合は、インデントで調整してください。)

※半角英数文字及び記号は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

●●市 ←市の場合は都道府県名を付けずに記載。

●●県●●郡●●町 ←町村の場合は都道府県名から記載。

3 地域再生計画の区域

●●市の全域、又は●●市の区域の一部(●●) ←市の場合は都道府県名を付けずに記載。

●●県●●郡●●町の全域 ←町村の場合は都道府県名から記載。

4 地域再生計画の目標(構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合、それらも含めた総論としての目標を記載すること)

4-1 地域の現状

地勢(地形、歴史等)、人口(人口の推移やその要因、少子高齢化の進展の状況等)、産業(産業構造、雇用状況、経済状況等)、地域資源などの関連する地域の現状について記載。

※4-2 地域の課題につながる現状を記載。

【記載イメージ】 ※グラフなどを用いると見やすくなります。

(地勢)

○○○○

(人口)

(自治体名)の人口は、平成□年□月現在○人であったが、平成×年×月には、○人まで減少している。

高齢化率は～

人口の社会減少については～～

人口の自然減少については～～

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

※5-3-2では地域再生基本方針に基づく支援措置に位置づけられている国の補助制度名について記載は行わないでください。

(1) △△△事業

事業概要：

〇〇のために、〇〇を行うもの。

実施主体：

〇〇〇市

事業期間：

平成XX年度～平成XX年度

(2) ◇◇◇事業

事業概要：

〇〇のために、〇〇を行うもの。

実施主体：

〇〇〇市

事業期間：

平成XX年度～平成XX年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成●●年●●月●●日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【記載イメージ】

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、〇〇において結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標1

人口増については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

総人口については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

東京圏からの転入者数については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標2

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 3

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 4

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 5

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	関連事業	〇〇年度 基準年度	〇〇年度	〇〇年度 中間目標	〇〇年度	〇〇年度 最終目標
目標 1						
人口増	××事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
総人口	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏からの転 入者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏への転出 者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
移住相談件数	××事業	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
目標 2						
新規の雇用創出	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
20～30 歳台の就 業率	△△事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
目標 3						
生産額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
輸出額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
目標 4						
地域を訪れる外 国人旅行客数	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
地域を訪れる外 国人旅行客の平 均消費額	△△事業	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円
目標 5						
超高速ブロード バンド人口カバ ー率	△〇事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%

地域におけるテレワーク導入企業数	△○事業	○社	○社	○社	○社	○社
------------------	------	----	----	----	----	----

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

○○が○○時点で○○により公表を行う。

※最低でも中間と最終年度に評価を行ってください。

(毎年度評価を行うことが望ましいです。)

地域再生計画

※地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業を促進するため地方創生推進交付金を活用して行う事業について、地域再生計画においては**個別の企業名の記載は避けてください。**

- 1 地域再生計画の名称
○○○○○○○○○○○○計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
A県、a市、b市及びc市
- 3 地域再生計画の区域
A県、a市、b市及びc市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、○○を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる○○の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

地域再生計画の記載方法(注意事項)

1 地域再生計画の名称

改行を行わないようにしてください。

官報掲載時には縦書きになりますので、半角英数文字及び記号は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

市の場合は都道府県名を付けずに記載してください。

東京23区又は町村の場合は都道府県名から記載してください(○○県○○郡○○町、東京都○○区 等)。

3 地域再生計画の区域

地域再生計画の目標で設定した内容の効果を発揮する区域設定としてください。

原則として作成主体となる地方公共団体の行政区域全域(○○市の全域)としますが、本計画の効果が一部に限定される場合は、「○○市の区域の一部(○○地区)」としてください。

4 地域再生計画の目標

交付金実施計画の「②交付対象事業の背景・概要」にある**〈B.地方創生の実現における構造的な課題〉**及び**〈A.地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)〉**の記載内容を転記してください。

〈A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)〉

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

〈B. 地方創生の実現における構造的な課題〉

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、○○を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる○○の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

〈C. 交付対象事業の概要〉

本事業は、当県及び市において、地域の特産である○○を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上、○○事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

〈D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由〉

②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)

※ ページ番号を記載してください。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30年度 増加分 1年目	H31年度 増加分 2年目	H32年度 増加分 3年目	H33年度 増加分 4年目	H34年度 増加分 5年目	KPI増加 分の累 計
新規創業件数(件)							
新事業における 新規雇用者数(人)							
当地域への 人口流入(人)							

【数値目標】

交付金実施計画の「④交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、経費内訳、費用対効果分析等」で記載したKPI（各年度におけるKPIの増加値）を転記してください。

※1つの地域再生計画に複数の交付金事業を記載する場合、本項目には全ての交付金事業のKPIを記載してください。

KPI① (アウトカムベースで、複数年度を通じて評価指標としてふさわしいもの)	新規創業件数	単位	件
KPI②	新事業における新規雇用者数	単位	人
KPI③	当地域への人口流入	単位	人
KPI④		単位	

	事業開始前 (現時点)	平成30年度 増加分 (1年目)	平成31年度 増加分 (2年目)	平成32年度 増加分 (3年目)	平成33年度 増加分 (4年目)	平成34年度 増加分 (5年目)	KPI増加 分の累 計
KPI①【①】							0.00
KPI②【②】							0.00
KPI③【③】							0.00
KPI④【④】							0.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要



5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

A県、a市、b市及びc市

5-1 全体の概要

「5-2 ③事業の内容」に記載する事業内容だけでなく、「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」に記載する事業内容も含めた地域再生計画全体の事業概要を3～10行程度で簡潔に記載ください。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

1つの地域再生計画に複数の交付金事業（実施計画）を記載する場合、5-2の中で（1）（2）と項番立てし、それぞれ実施計画の内容を元に記載してください。

① 事業主体

事業主体は、交付金対象事業の事業主体となる地方公共団体の名称を記載してください（委託先ではありません）。

② 事業の名称： ○○資源を活用したXXプロジェクト

③ 事業の内容

本事業は、当県及び市において、地域の特産である○○を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上、○○事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

② 事業の名称

交付金実施計画に記載している「①交付対象事業の名称」を転記してください。

単独 広域	交付対象事業の名称
単独	○○資源を活用したXXプロジェクト

③ 事業の内容

交付金実施計画の「②交付対象事業の背景・概要」の「<C.交付対象事業の概要>」に記載してある内容を転記してください。

②交付対象事業の背景・概要 (各項目について簡潔に記載)	<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> 当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、○○を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる○○の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。
	<C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及び市において、地域の特産である○○を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上、○○事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

【官民協働】

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う。

【地域間連携】

〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

【政策間連携】

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

④ 事業が先導的であると認められる理由

交付金実施計画の「⑧先駆性に係る取組」に記載してある内容（自立性、官民協働、政策間連携、地域間連携）を転記してください。

取組内容	
(1)自立性	自立性のポイント : <input type="text"/> 3～5年以内の自立化の見込み
(2)官民協働(それぞれの役割を記載)	官民協働のポイント : <input type="text"/> 行政の役割 : <input type="text"/> 民間事業者の役割 : <input type="text"/> 金融機関・その他連携者の役割 : <input type="text"/>
(3)地域間連携(各地方公共団体の役割を記載)	地域間連携のポイント : <input type="text"/> 地方公共団体名①及び役割 : <input type="text"/> 地方公共団体名②及び役割 : <input type="text"/> 地方公共団体名③及び役割 : <input type="text"/> 地方公共団体名④及び役割 : <input type="text"/>
(4)政策間連携(連携政策の効果とワンストップ化の内容を記載)	政策間連携のポイント : <input type="text"/> 連携政策① : <input type="text"/> 連携政策② : <input type="text"/> 連携政策③ : <input type="text"/> ワンストップ化の内容 : <input type="text"/>

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月
【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30年度 増加分 1年目	H31年度 増加分 2年目	H32年度 増加分 3年目	H33年度 増加分 4年目	H34年度 増加分 5年目	KPI増加 分の累 計
新規創業件数（件）							
新事業における 新規雇用者数（人）							
当地域への 人口流入（人）							

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

交付金実施計画の「④交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、経費内訳、費用対効果分析等」で記載したKPI（各年度におけるKPIの増加値）を記載してください。また、計画期間・事業期間に応じて、不要な年度の欄は削除してください。

KPI① (アウトカムベースで、複数年度を通じて評価指標としてふさわしいもの)	新規創業件数	単位	件
KPI②	新事業における新規雇用者数	単位	人
KPI③	当地域への人口流入	単位	人
KPI④		単位	

	事業開始前 (現時点)	平成30年度 増加分 (1年目)	平成31年度 増加分 (2年目)	平成32年度 増加分 (3年目)	平成33年度 増加分 (4年目)	平成34年度 増加分 (5年目)	KPI増加分の 累計
KPI①【①】							0.00
KPI②【②】							0.00
KPI③【③】							0.00
KPI④【④】							0.00

⑥ 評価の方法、時期及び体制
【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を〇〇企画部署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

必要に応じて地方版総合戦略や今後の事業経営方針に反映させる。検証結果は毎年度、ホームページで公表する。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

交付金実施計画の「⑥交付対象事業の効果検証及び事業見直しの方法、時期及び体制」に記載してある内容をベースに記載してください（【外部組織の参画者】について、地域再生計画においては所属と職名程度の記載で可。個人名までの記載は不要。）。

外部組織による検証の有無	検証時期	
検証方法		
外部組織の参画者		
検証結果の公表の方法		
議会による検証の有無	検証時期	
検証方法		

⑦ 交付対象事業に要する経費
 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
 総事業費 〇千円

⑦ 交付対象事業に要する経費
 交付金実施計画の「④交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、経費内訳、費用対効果分析等」の交付対象事業総額【⑤】「合計」の金額（単年度の事業費ではなく、交付対象事業実施期間における総額）を記載してください。

	平成30年度 (1年目)	平成31年度 (2年目)	平成32年度 (3年目)	平成33年度 (4年目)	平成34年度 (5年目)	合計
交付対象事業 経費【⑤】 <small>※2年目以降の交付額が担保されるわけではありません。</small>	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
交付対象事業 における単位当 たりコスト【⑤/ ①】	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円
「地方の平均所得の向上」にお ける単位当たり コスト 【⑤/④】	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円

⑧ 事業実施期間
 地域再生計画認定の日から平成〇年3月31日（〇カ
 年度）

⑧ 事業実施期間
 交付金を活用して実施する事業の期間を記載してください（先駆タイプは最長5
 年間、横展開タイプは最長3年間となります）。

⑨ その他必要な事項
 特になし

⑨ その他必要な事項
 記載事項がない場合は、「特になし」と記載してください。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援
該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) △△△事業

事業概要：○○○○○○○○○のために、○○○
○○○○○を行うもの。

実施主体：○○県○○市

事業期間：平成30年度～平成34年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成○年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の方法

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を○○企画部
署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得なが
ら検証結果報告をまとめる。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

交付金の対象事業に関連する事業（地方公共団体独自の取組、地域再生基本方針に基づかない他省庁の補助事業等）があれば、**事業の概要、事業主体、事業期間を数行程度で簡潔に記載**してください。

6 計画期間

地域再生計画の認定にあたっては、自主的・自立的で持続可能な地域の形成が図られ、当該地域の地域再生に相当程度寄与するものであることが求められることから（地域再生基本方針より）、**地域再生計画の計画期間については、支援措置によらない独自の取組（自治体独自の取組・関連事業）を含めて概ね5年程度の期間を設定**してください。

なお、地方創生推進交付金を横展開タイプで申請している場合は、例外として**3カ年度の計画期間設定されても差支えありません**。但し、**3カ年度未満の計画期間は認められません**のでご注意ください。

7-1 目標の達成状況に係る評価の方法

交付金実施計画の「⑥交付対象事業の効果検証及び事業見直しの方法、時期及び体制」の「**検証方法**」及び「**外部組織の参画者**」に記載してある内容をベースに**記載**してください。

外部組織による検証の有無	検証時期	
検証方法		
外部組織の参画者		
検証結果の公表の方法		
議会による検証の有無	検証時期	
検証方法		

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	H30年度 増加分 1年目	H31年度 増加分 2年目	H32年度 増加分 3年目	H33年度 増加分 4年目	H34年度 増加分 5年目	KPI増加 分の累 計
新規創業者数(件)							
新事業における 新規雇用者数(人)							
当地域への 人口流入(人)							

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

交付金実施計画の「④交付対象事業の重要業績評価指標(KPI)、経費内訳、費用対効果分析等」で記載したKPI(各年度におけるKPIの増加値)を記載してください。

※1つの地域再生計画に複数の交付金事業を記載する場合、本項目には全ての交付金事業のKPIを記載してください。

KPI① (アウトカムベースで、複数年度を通じて評価指標としてふさわしいもの)	新規創業者数	単位	件
KPI②	新事業における新規雇用者数	単位	人
KPI③	当地域への人口流入	単位	人
KPI④		単位	

	事業開始前 (現時点)	平成30年度 増加分 (1年目)	平成31年度 増加分 (2年目)	平成32年度 増加分 (3年目)	平成33年度 増加分 (4年目)	平成34年度 増加分 (5年目)	KPI増加分の 累計
KPI①【①】							0.00
KPI②【②】							0.00
KPI③【③】							0.00
KPI④【④】							0.00

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

毎年度、〇〇が〇〇時点で〇〇により公表を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

交付金実施計画の「⑥交付対象事業の効果検証及び事業見直しの方法、時期及び体制」の「検証結果の公表の方法」に記載してある内容を転記してください。

外部組織による検証の有無	検証時期	
検証方法		
外部組織の参画者		
検証結果の公表の方法		

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

○○○○○○○○○○○○計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

A県、a市、b市及びc市

3 地域再生計画の区域

A県、a市、b市及びc市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、○○を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる○○の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

地域再生計画の記載方法(注意事項)

1 地域再生計画の名称

改行を行わないようにしてください。

官報掲載時には縦書きになりますので、半角英数文字及び記号は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

市の場合は都道府県名を付けずに記載してください。

東京23区又は町村の場合は都道府県名から記載してください(○○県○○郡○○町、東京都○○区 等)。

3 地域再生計画の区域

地域再生計画の目標で設定した内容の効果を発揮する区域設定としてください。

原則として作成主体となる地方公共団体の行政区域全域(○○市の全域)としますが、本計画の効果が一部に限定される場合は、「○○市の区域の一部(○○地区)」としてください。

4 地域再生計画の目標

施設整備計画の「6. 施設の利活用方策」の「(3) 施設の利活用方策」中の「① 背景・概要等」に記載している「**地方創生の実現における構造的な課題**」及び「**地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)**」の記載内容を転記してください。

地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)

地方創生の実現における構造的な課題

交付対象事業の概要

※ ページ番号を記載してください。

② 事業の名称： ○○資源を活用したXXプロジェクト

② 事業の名称
施設整備計画の「1. 施設整備計画等の概要」の「(1) 施設整備計画の名称」を
転記してください。

(1) 施設整備計画の名称

○○資源を活用したXXプロジェクト

③ 事業の内容

本事業は、当県及び市において、地域の特産である○○を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上、○○事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

(地方創生拠点整備交付金基金を造成し、平成31年度まで施設整備等を実施する場合には、本項目にその旨記載すること)

③ 事業の内容
施設整備計画の「6. 施設の利活用方策」の「(3) 施設の利活用方策」中の
「①背景・概要等」に記載している「交付対象事業の概要」を転記してください。

地方創生として目指す将来像（交付対象事業の背景）

地方創生の実現における構造的な課題

交付対象事業の概要

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う。

【政策間連携】

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

【地域間連携】

〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

【自立性】

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

④ 事業が先導的であると認められる理由

施設整備計画の「6. 施設の利活用方策」の「(3) 施設の利活用方策」の「②先導性」に記載してある内容（官民協働、政策間連携、地域間連携、自立性）を転記してください。

(1) 官民協働

(2) 政策間連携

(3) 地域間連携

(4) 自立性

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30年度 増加分 1年目	H31年度 増加分 2年目	H32年度 増加分 3年目	H33年度 増加分 4年目	H34年度 増加分 5年目	KPI増加 分の累 計
新規創業件数（件）							
新事業における 新規雇用者数（人）							
当地域への 人口流入（人）							

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を〇〇企画部署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

必要に応じて地方版総合戦略や今後の事業経営方針に反映させる。検証結果は毎年度、ホームページで公表する。

【数値目標】

施設整備計画の「8. 重要業績評価指標（KPI）」で記載したKPI（施設整備計画と同様、各年度におけるKPIの増加値）を記載してください。

KPI① (アウトカムベース)		単位	
KPI②		単位	
KPI③		単位	

	事業開始前 (現時点)	1年目 平成30年度 増加分	2年目 平成31年度 増加分	3年目 平成32年度 増加分	4年目 平成33年度 増加分	5年目 平成34年度 増加分	KPI増加 分の累計
KPI①【①】	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
KPI②【②】	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
KPI③【③】	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

⑥ 評価の方法、時期及び体制

施設整備計画の「9. 効果検証」に記載している内容をベースに記載してください。（外部組織の参画者を記載する場合は、地域再生計画においては所属と職名程度の記載で可。個人名までの記載は不要。）

⑦ 交付対象事業に要する経費
法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 〇千円

⑦ 交付対象事業に要する経費

施設整備計画の「7. 地域再生計画における全体事業費及び事業実施期間」の「全体事業費」に記載してある金額（①+②+③の合計金額）を記載してください。

①施設整備計画の「4. 施設整備の概要等」の「（1）施設整備等の内容」における施設整備事業費の「全体」の合計額

②「5. 効果促進事業として実施する設備整備等」の「（1）設備整備等の内容」における設備整備事業費の「全体」の合計額

③施設整備計画（ソフト事業）の「2. 地方創生推進交付金を活用し、効果促進事業として実施するソフト事業」における「（1）ソフト事業の内容」に記載されたソフト事業の「全体」の合計額

全体事業費	①施設整備等	②効果促進事業 (設備整備等)	③効果促進事業 (ソフト事業)
0千円	0千円	0千円	千円

⑧ 事業実施期間
地域再生計画認定の日から平成35年3月31日（5カ年度）

⑧ 事業実施期間

KPI設定期間の5カ年度（地域再生計画認定の日から平成35年3月31日（5カ年度））としてください。

⑨ その他必要な事項
特になし

⑨ その他必要な事項

記載事項がない場合は、「特になし」と記載してください。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援
該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) △△△事業

事業概要：○○○○○○○○○のために、○○○
○○○○○を行うもの。

実施主体：○○県○○市

事業期間：平成30年度～平成34年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成35年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の方法

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を○○企画部
署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得なが
ら検証結果報告をまとめる。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

交付金の対象事業に関連する事業（地方公共団体独自の取組、地域再生基本方針に基づかない他省庁の補助事業等）を、**事業概要、事業主体、事業期間の項目立てで簡潔に記載（数行程度）**してください。

なお、地方創生拠点整備交付金の場合、交付金の事業実施期間は平成30年度内となりますが、KPIを5年間設定することになりますので、**KPIを達成するための関連事業（平成34年度まで）を必ず記載**してください。

6 計画期間

KPI設定期間の5ヵ年度（地域再生計画認定の日から平成35年3月31日（5ヵ年度））としてください。

7-1 目標の達成状況に係る評価の方法

施設整備計画の「**9. 効果検証**」に記載している内容をベースに記載してください。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	H30年度 増加分 1年目	H31年度 増加分 2年目	H32年度 増加分 3年目	H33年度 増加分 4年目	H34年度 増加分 5年目	KPI増加 分の累 計
	新規創案件数 (件)						
新事業における 新規雇用者数 (人)							
当地域への 人口流入 (人)							

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

施設整備計画の「8. 重要業績評価指標 (KPI)」で記載したKPI (施設整備計画と同様、各年度におけるKPIの増加値) を記載してください。

※ 1つの地域再生計画に複数の交付金事業を記載する場合、本項目には全ての交付金事業のKPIを記載してください。

KPI① (アウトカムベース)		単位	
KPI②		単位	
KPI③		単位	

	事業開始前 (現時点)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	KPI増加 分の累計
		平成30年度 増加分	平成31年度 増加分	平成32年度 増加分	平成33年度 増加分	平成34年度 増加分	
KPI①【①】	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
KPI②【②】	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
KPI③【③】	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

毎年度、〇〇が〇〇時点で〇〇により公表を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

施設整備計画の「9. 効果検証」に記載している内容をベースに記載してください。

【地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する場合の記載イメージ】

※ 計画書にはページ数（計画書の下部）を必ず付してください。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

〇〇町森林資源活用プロジェクト

地域再生計画の名称は**改行を行わない**ようにしてください。
官報掲載時には縦書きになりますので、半角英数字及び記号は
使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

〇〇県〇〇郡〇〇町

市の場合は都道府県名を付けずに記載してください。
東京 23 区又は町村の場合は都道府県名から記載してください(〇
〇県〇〇郡〇〇町、東京都〇〇区 等)。

3 地域再生計画の区域

〇〇県〇〇郡〇〇町の全域

地域再生計画の目標で設定した内容の効果を発揮する区域設定
としてください。
原則として作成主体となる地方公共団体の行政区域全域（**〇〇市
の全域**）としますが、本計画の効果が一部に限定される場合は、
「**〇〇市の区域の一部（〇〇地区）**」としてください。

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

〇〇町は、〇〇県の山間部に位置する人口約〇〇人(H27 年度国勢調査)の町である。古くから〇〇川の水運を利用してスギ等の木材を建築用資材として出荷し、最盛期の1960 年頃には町民の約3 割が林業を含む木材関連産業に従事する等、林業を基幹産業として発展してきた。

2000 年に〇〇高速道路が開通し、町の北部に所在する〇〇インターチェンジを利用すれば1 時間ほどで県庁所在地の〇〇市に行くことができ、山間部ではあるものの市街地への自動車での比較的良いと言える。近年では、首都圏から豊かな自然環境を求めてアウトドアに訪れる人も増加しており、都市部から近い森林地域として人気が高まりつつある。

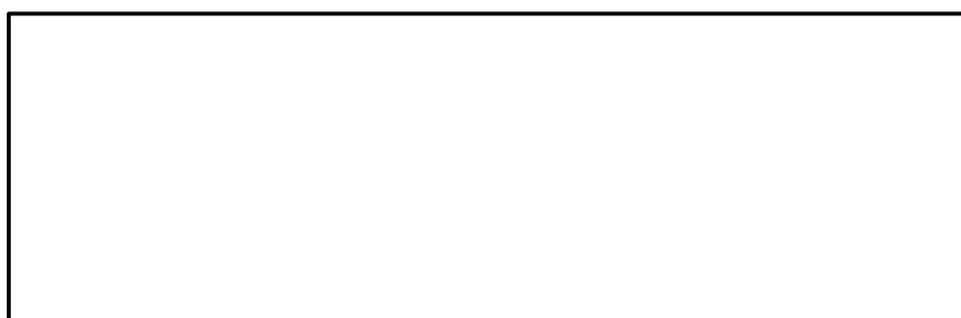


図 1 〇〇町の人口推移と今後の推計

4-2 地域の課題

町の住民については若者の人口流出や高齢化が進み、現在ではピーク時の1970 年の人口の約7 割となっており（図1）、町内経済の衰退が懸念されている。これは、1970

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 (内閣府)：【A2007】

(1) 事業名：森林資源活用プロジェクト

(体験型森林ツーリズム事業・木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業)

(2) 事業区分：農林水産業の振興

事業区分は、以下の区分から1つ選択してください。
「地域産業の振興」「観光業の振興」「農林水産業の振興」「ローカルイノベーション」「人材の育成・確保」「移住・定住促進」
「生涯活躍のまち」「少子化対策」「働き方改革」「小さな拠点」
「まちづくり（コンパクトシティ等）」

(3) 事業の目的・内容

(目的)

〇〇町は、山間部に所在しており、林業を基幹産業としてきた。しかしながら、1970年代以降は、輸入木材の台頭等により、林業が衰退したことで雇用の機会が減少し、若年人口の流出が続いてきた。現状のペースでは、2060年には、〇〇町の人口は1970年比で約60%減となる見込みである。本事業は、〇〇町の森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』と『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、町内経済の活性化と雇用機会の創出を実現することにより、若年人口を転入超過とすることで、人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

5-2に記載している寄附を活用する事業の目的を記載してください。
「4 地域再生計画の目標」と同様の場合は、同じ内容を記載していただいて構いません。

(事業の内容)

・体験型森林ツーリズム事業

町と林業組合、林業事業者が共同して、町内在住の林業従事者が体験型の森林ツーリズム（トレッキングや間伐体験等）のガイドを行う事業を実施する。この事業により、林業従事者の雇用の場の拡大と町内事業者の観光収入の増加を図る。

・木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業

これまで建築用資材としてのみ活用されていた森林資源について、新たに木質バイオマスチップとして加工することができるよう、近隣市や町内の事業者とともに、製品開発を行う。開発した木質バイオマスチップについては、近隣市と町内事業者が主体となって設立する新会社（町も一部出資）が生産し、大都市圏の事業者へ販売していくことになるので、町としてこれを資金面で後押ししていく。

この事業により、町に新たな産業を生み出すことで、町内生産額を増加させ、町内経済を活性化するとともに、雇用の場の拡大を図る。

→各年度の事業の内容

体験型森林ツーリズム事業

事業内容は、いつ・誰が・何を行うのか（地方公共団体は何を実施するのか）等、事業主体を明確にした上で、できるだけ具体的に記載してください。（補助金の場合は、補助先と補助率を記載してください。）

初年度）森林ツアーのルートや体験事業のコンテンツについて検討し、モニターツアーを5回実施。併せて大都市圏の住民に対してモニターツアーのPRを実施。

2年目）上半期で本格的なトレッキングルートの整備工事を終え、下半期から本格的に森林ツアーを実施。大都市圏の住民に対して森林ツアーが本格的に始まったことをPR。

木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業

初年度）製品開発の主体となる会社を事業者とともに設立。製品開発を開始。

2年目）製品開発と並行して販路開拓を開始し、新たな販路に製品を出荷開始。

(4) 地方版総合戦略における位置付け

当町のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、森林資源を活用した交流人口拡大施策と木材製品の出荷促進施策を定めており、「森林保全・活用プロジェクト」は、これらを総合的に実施する事業である。また、総合戦略の基本目標として、年間観光入込客数（現状 5,000人→H33 30,000人）、町内総生産額（現状 50億円→H33 80億円）を定めており、本プロジェクトは、まさにこの目標の達成に直接寄与するものである。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業	体験型森林 ツーリズム事業	木材製品の付加価値 向上及び新規販路の 開拓事業	年月
KPI	森林ツーリズム 参加観光客数	木材製品出荷額	
申請時	0人	1億円	H30.3
初年度	1,000人	1億円	H31.3
2年目	4,000人	1億2,000万円	H32.3

(6) 事業費

(単位：千円)

体験型森林 ツーリズム事業	年度	H30	H31	計
	事業費計	16,000	27,000	43,000
区分	委託料	6,500	3,000	9,500
	使用料	1,000	0	1,000
	工事請負費	7,500	20,000	27,500
	需用費	700	1,000	1,700
	役務費	300	3,000	3,300

木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業	年度	H30	H31	計
	事業費計	33,500	9,500	43,000
区分	委託料	10,000	5,000	15,000
	使用料	8,000	2,000	10,000
	工事請負費	5,000	0	5,000
	需用費	7,500	1,500	9,000
	役務費	3,000	1,000	4,000

(7) 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

	H30	H31	計
株式会社〇〇	20,000	-	20,000
製造業	100	100	200
サービス業	100	100	200
計	20,200	200	20,400

寄附予定企業は、**具体の法人名を記載**してください。
 企業との関係で**個別の法人名を記載できない場合は、製紙業、自動車メーカー等、業種を記載**するようにしてください。

(8) 事業の評価の方法 (PDCAサイクル)

(評価の手法)

事業の KPI である森林ツーリズム参加観光客数及び木材製品出荷額について、実績値を公表する。また、当町の総合戦略策定委員 (△×

銀行〇〇支店役員、〇●大学教授)により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

(評価の時期・内容)

毎年度〇月に外部有識者(総合戦略策定委員)による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(公表の方法)

目標の達成状況については、検証後速やかに〇〇町公式WEBサイト上で公表する。

(9) 事業期間

平成30年4月～平成32年3月

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 〇〇事業

事業概要：

実施主体：〇〇町

事業期間：平成〇〇年度～平成〇〇年度

寄附活用事業については平成31年度までの事業期間となるため、平成32年度に実施する関連事業について、事業概要、実施主体、事業期間を数行程度で簡潔に記載してください。

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日まで

地域再生計画の認定にあたっては、自主的・自立的で持続可能な地域の形成が図られ、当該地域の地域再生に相当程度寄与するものであることが求められることから(地域再生基本方針より)、**地域再生計画の計画期間については、支援措置によらない独自の取組(自治体独自の取組・関連事業)を含めて概ね5年程度(最低3年間)の期間を設定**してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

事業のKPIである森林ツーリズム参加観光客数及び木材製品出荷額について、実績値を公表する。また、当町の総合戦略策定委員(△×銀行〇〇支

店役員、○●大学教授)により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度〇月に外部有識者(総合戦略策定委員)による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに〇〇町公式WEBサイト上で公表する。

「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」の(8)事業の評価の方法(PDCAサイクル)と同様の場合は、同じ内容を記載していただいて構いません。

この記載例は、『生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）：【A3011】』及び『生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省・厚生労働省）：【B3002】』を活用する地域再生計画に係る参考記載イメージとして提示させていただきます。

地域再生計画

※数字については、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。

1 地域再生計画の名称

- ※計画名称が2行に及ぶ場合は 改行を行わないで 記載。
（調整が必要な場合は、インデントで調整してください。）
- ※半角英数文字及び記号は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

●●市 / ●●県●●郡●●町

3 地域再生計画の区域

●●市の区域の一部（●●地区） / ●●県●●郡●●町の区域の一部（●●地区）

4 地域再生計画の目標（構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合、それらも含めた総論としての目標を記載すること）

4-1 地域の現状

- ※「4-2 地域の課題」につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。
- ※「4-3 目標」や「5 地域再生を図るために行う事業」に関連する事項を重点的に記載してください。（項目は適宜加除して構いません。）

【記載イメージ】

（地勢）

- ・地勢（地形、歴史等）の現状について記載。

（人口）

- ・人口（人口の推移やその要因、少子高齢化の進展の状況等）の現状について記載。

（産業）

- ・産業（産業構造、雇用状況、経済状況等）の現状について記載。

（地域資源）

- ・地域資源などの関連する地域の現状について記載。

（その他）

- ・その他地域の現状について記載。

4-2 地域の課題

- ※「4-1 地域の現状」で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

【記載イメージ】

※中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進など、生涯活躍のまち形成地域において行う事業について具体的に記載してください。

(例1) 中高年齢者の就業の推進に関する事項

①現状

※雇用状況や継続的に取り組む事業の実施状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・〇〇市〇〇地区の就業状況については、〇歳から〇歳までの就業者は・・・であり、・・・、〇〇業に関する求人が・・・
- ・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。
 - (b) 〇〇(事業者)が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。
 - (c) ・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・〇〇市では・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センターなどとの連携を図るなどの場合にはその具体的な内容(連携対象、役割分担等)も記載してください。

- ・〇〇市では、・・・

(例2) 生涯にわたる学習活動への参加の推進に関する事項

①現状

※教育機関の状況や継続的に取り組む事業の実施状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・〇〇市における教育機関の状況は・・・、・・・
- ・また、現在実施している取組としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。
 - (b) 〇〇(事業者)が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。
 - (c) ・・・
- ・〇〇市における生涯学習活動について、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

- (a) ○○市としては、○○○を行う○○○事業を実施しており、・・・・・・・・○○という状況となっている。
- (b) ○○（事業者）が、○○○という取組を実施しており、・・・・・・・・○○という状況となっている。
- (c) ・・・・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・ ○○市では・・・・・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携を図る場合などには、その具体的な内容も記載してください。

- ・ ○○市では、・・・・・・・・

(3) ○○○に関する事項

①現状

②課題

③取組内容

(4) ・・・・・・・・

①現状

②課題

③取組内容

3 高年齢者向け住宅等の整備を図るために行う事業に関する事項

①現状

※サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、その他の高年齢者に適した住宅の整備等の状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・ ○○市○○地区の高年齢者向け住宅の状況については、・・・・であり、・・・・・・・・が・・・・・・・・
- ・ また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

- (a) ○○市としては、○○○を行う○○○事業を実施しており、・・・・・・・・○○という状況となっている。
- (b) ○○（事業者）が、○○○という取組を実施しており、・・・・・・・・○○という状況となっている。
- (c) ・・・・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では、・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

・〇〇市では、・・・

4 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の確保を図るために行う事業に関する事項

①現状

※介護サービスや医療サービスの提供状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区の保健医療サービス・福祉サービスの状況については、・・・であり、・・・が・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

(a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。

(b) 〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。

(c) ・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では、・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

・〇〇市では、・・・

5 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進を図るために行う事業に関する事項

(1) 移住等の促進に関する事項

①現状

※移住の状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区の移住の状況については、・・・であり、・・・が・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

(a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。

(b) 〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。

(c)

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区では

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

・〇〇市〇〇地区では、

(2) 〇〇〇に関する事項

①現状

②課題

③取組内容

(3)

①現状

②課題

③取組内容

6 その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業に関する事項

(1) 生涯活躍のまちの運営主体に関する事項

・〇〇市〇〇地区では、①生涯活躍のまち形成事業の推進にあたってコミュニティの運営や関係機関の調整に中心的に取り組む事業主体として、〇〇を行う〇〇法人が、

(2) よりよいコミュニティづくりに向けた関係機関や地域住民との調整・検討体制に関する事項

・〇〇市〇〇地区では、 に向けて、〇〇協議会において、 が、

(3) 多世代交流の促進に関する事項

①現状

②課題

③取組内容

(4)

①現状

②課題

③取組内容

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

※生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定(国土交通省・厚生労働省)：【B3002】を使う場合は、5-3-1に記載してください。

【記載例】

生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定 (国土交通省・厚生労働省)：【B3002】

〇市として～するため、生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行う。その際、以下の基準に従ったものとする。

※「～」部分には本特例を活用する目的を記載ください。例えば、市外への転出者の抑制をするため、市外からの移住者の促進を推進するため等。

・〇〇市（〇〇地区及びその周辺）に居住する60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者（以下「60歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、〇〇市の区域内の60歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮してサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行うこととする。

・また、サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることを考慮し、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めることとする。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

※5-3-2では支援措置以外の国の補助制度名について記載は行わないでください。

(1) △△△事業

事業概要：

〇〇のために、〇〇を行うもの。・・・・・・・・

実施主体

：〇〇〇市

事業期間

：平成XX年度～平成XX年度

(2) ◇◇◇事業

事業概要：

〇〇のために、〇〇を行うもの。・・・・・・・・

実施主体

：〇〇〇市

事業期間

：平成XX年度～平成XX年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成●●年●●月●●日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【記載イメージ】

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、〇〇において結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標 1

人口増については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

総人口については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

東京圏からの転入者数については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 2

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 3

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 4

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 5

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	関連事業	〇〇年度 基準年度	〇〇年度	〇〇年度 中間目標	〇〇年度	〇〇年度 最終目標
目標 1						
人口増	××事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
総人口	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏からの転入者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏への転出者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
移住相談件数	××事業	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
目標 2						
新規の雇用創出	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
20～30 歳台の就業率	△△事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
目標 3						
生産額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
輸出額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
目標 4						
地域を訪れる外国人旅行客数	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
地域を訪れる外国人旅行客の平均消費額	△△事業	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円
目標 5						
超高速ブロードバンド人口カバー率	△〇事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
地域におけるテレワーク導入企業数	△〇事業	〇社	〇社	〇社	〇社	〇社

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

※毎年度評価を行うことが望ましく、最低でも中間と最終年度に評価を行ってください。

〇〇が〇〇時点で〇〇により公表を行う。